

上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金補助対象経費に係る要項

第1条 上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金の補助対象経費に必要な事項を定めるものとする。

第2条 補助対象経費について別表のとおり要件を定める。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年2月27日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	要件
①報償費	研修会の講師への謝礼等
②需用費	事務用品等の消耗品費、修繕費、単価が1万円未満の物品購入に要する経費等
③役務費	切手・はがき等料金、各種手数料、各種保険料等
④工事請負費	(1) 工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物の移転及び除去の工事等に要する経費とする。 (2) 原則2者以上から見積書を徴取し、その中から最低価格の業者に依頼することとする。
⑤使用料	会議室の使用料等
⑥備品購入費	(1) 単価が1万円以上の物品の購入に要する経費とする。(活動を行うのに必要な機材等の経費) (2) 単価が5万円以上の物品を購入する場合には、原則2者以上から見積書を徴取し、その中から最低価格のものを購入することとする。 (3) 単価が25万円を超えるものについては、

	<p>超えた額を補助対象外経費とし、各団体の負担とする。</p> <p>(4) 車両の購入については、(3)の対象外とし、50万円を超えるものについては、超えた額を補助対象外経費とし、各団体の負担とする。</p>
--	--